

主な検討課題(案)

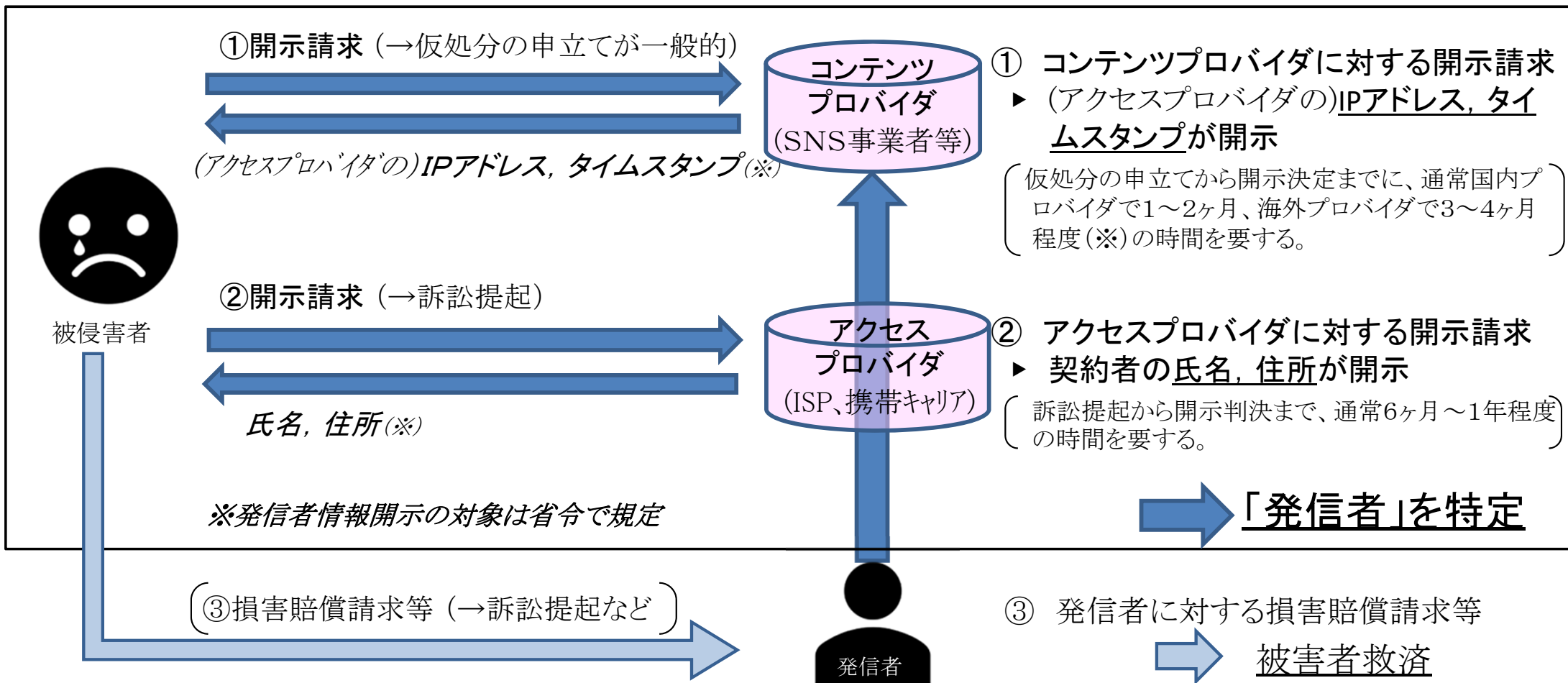
2020年4月30日
事務局

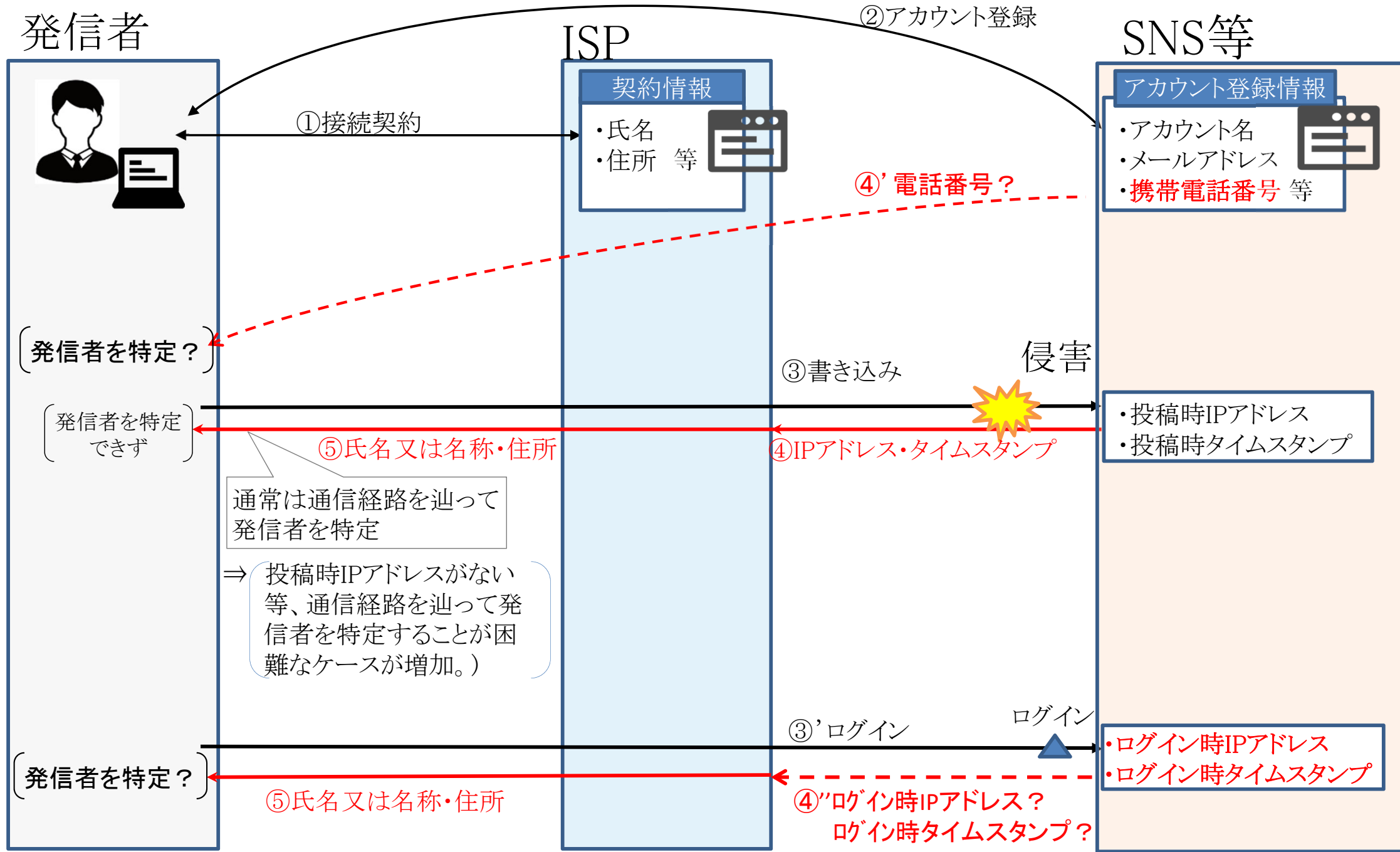
- 現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加。
 - ・発信者情報開示請求の対象となる発信者情報の拡充について検討が必要ではないか。
 - ・例えば、電話番号の追加を検討するのは、どうか。その場合の課題等は何か。
 - ・ログイン時のIPアドレスなど、投稿時以外のIPアドレスについてはどうか。

- 権利侵害が明白と思われる場合であっても、発信者情報が裁判外で(任意に)開示されないケースが多い。
 - ・任意開示が少ない理由は何か、権利侵害が明白な場合に任意開示を促進する方策を検討するのはどうか。その場合の課題等は何か。

- 裁判外で開示がなされない場合、発信者の特定のための裁判手続に時間・コストがかかり(特に海外プロバイダを相手として訴訟提起する場合は、訴状の送達手続に多くの時間を要している。)、救済を求める被害者にとって負担。
 - ・発信者に対する損害賠償等の請求の前に、発信者を特定するために複数回の裁判手続が必要となっていることや、海外への訴状の送達手続に時間を要していることなどの現状を踏まえて、どのような方策が考えられるかについて検討が必要ではないか。その場合の課題等は何か。

- ・コンテンツプロバイダ (SNS事業者等) は、加害者 (発信者) の氏名・住所等の情報を保有していないことが多く、被害者が被害救済を図るためには、通信経路を辿って発信者を特定していくことが一般的。
- ・具体的には、①コンテンツプロバイダ (SNS事業者等) への開示請求、②アクセスプロバイダ (ISP、携帯キャリア) への開示請求を経て、発信者を特定した上で、③発信者に対する損害賠償請求等を行うという、3段階の裁判手続が必要になっている。





電話番号に関する裁判例

- インターネット上の投稿サイトに氏名不詳者が行った投稿によって権利を侵害されたと主張する者が、プロ責法第4条第1項に基づき、「SMS用電子メールアドレス(実質的には電話番号)」等の発信者情報の開示を求めた事案において、「SMS用電子メールアドレス」を含む開示請求が認容された裁判例(東京地判令和元年12月11日)。なお、本裁判例は、控訴が係属中。

ログイン時IPアドレスに関する裁判例

- 「発信者のプライバシーや表現の自由, 通信の秘密等に配慮し, その権利行使の要件として権利侵害の明白性等の厳格な要件を定めている趣旨や, 同法4条1項の文言に照らすと, 開示請求の対象は, 開示請求者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られると解するのが相当」として、ログイン時情報の開示請求を否定した例(東京高判平成26年9月9日・判タ1411号170頁)。
- 「法4条1項は、侵害情報そのものから把握される発信者情報でなくとも、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示の対象とすることも許容されると解される。(中略)加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図るという法4条の趣旨(中略)に照らすと, 侵害情報の送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても, 当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば, 法4条1項所定の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解するのが相当である。」としてログイン時情報の開示請求が個別の事情の下認められる場合がある旨を判示した例(東京高判平成30年6月13日・判時2418号3頁)。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成十三年法律第百三十七号)

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

プロ責法条文(第3条)

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下この号及び第四条において「侵害情報」という。)、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(公職の候補者等に係る特例)

第三条の二 (略)

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
 - 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。